

第5回高齢者医療制度に関する検討会での資料提出依頼

岩本 康志

1.

資料Ⅱ-③「長寿医療制度の保険料の均等割を廃止した場合」の試算に関連して、つぎの2つのケースの試算を示してください。

① すべての年金受給者に所得割が課せられる。

所得の計算で、公的年金控除をしない。

現行の所得割軽減の公費と同額の財源で、低所得者の保険料を10割軽減する（軽減の対象となる個人は財源に応じて決まる）。

その他の設定（賦課限度額等）が資料Ⅱ-③と同じになるように、所得割率を設定する。

② 年金収入80万円以上の個人に所得割が課せられる。

所得の計算で、公的年金控除を80万円とする。

現行の所得割軽減の公費と同額の財源で、低所得者の保険料を5割軽減する（軽減の対象となる個人は財源に応じて決まる）。

その他の設定（賦課限度額等）が資料Ⅱ-③と同じになるように、所得割率を設定する。

2.

年金収入に応じて保険料額が現行制度からどう変化するかを、資料Ⅱ-3の試算も含めて、3つのケースで示してください。いくつかの年金収入額について保険料額の変化を示した表の形式で。

以上